**使　用　貸　借　契　約　書**

貸出人を甲とし、借受人を乙として病害虫の防除機具の使用貸借につき、次のとおり契約を締結する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品　　　名 | 数　量 | 付　属　品 | 数　量 |
|  |  |  |  |

※運搬用車両が必要な場合は、その旨も記載すること。

上記、防除機具は乙の申請により、次の事項に従って甲が乙に貸し付けるものである。

1. 貸借の期間　自　令和　　年　　月　　日　　至　令和　　年　　月　　日

２．引渡の期間及び場所　令和　　年　　月　　日　　甲斐市下今井1100

３．返納の期間及び場所　令和　　年　　月　　日　　甲斐市下今井1100

４．借受人の義務

（イ）乙は、借り受けた防除機具の管理責任者を定め、管理保管しなければならない。

（ロ）乙は、借り受けた防除機具を他に転貸してはならない。

（ハ）乙は、借り受けた防除機具を滅失又はき損したときは、遅滞なく書類をもってその旨、その事由を詳細に甲に報告しなければならない。

（ニ）前項の原因が火災又は盗難に係るものであるときは、滅失又はき損の事実及び事由を証する関係官公署の発行する証明書を添えるものとする。

（ホ）乙は、その責に帰すべき事由により、借り受けた防除機具を滅失又はき損したときは、甲の指示に従い、これを補てん若しくは修理　又は損害を賠償しなければならない。

（へ）乙は、防除機具使用中の人身事故発生の場合、その一切の責任を負わなければならない。

５．返納

（イ）乙は、借り受けた防除機具を借受期間満了の日（以下「返納日」という。）までに、第4条に規定する使用貸借契約書により指定された場所に返納するとともに、返納届（第4号様式）を甲に提出しなければならない。

（ロ）甲は、緊急に防除機具を必要とするときは、返納日前においても期日及び場所を指定して返納を命ずることができる。

（ハ）甲は、乙がこの規定に違反したときは、返納日前においても期日及び場所を指定して返納を命ずることができる。

６．費用の負担

防除機具の引取、管理保全及び返納に要する一切の費用は、乙の負担とする。

７．実績報告

乙は借り受けた防除機具の返納の際、防除事業実績報告書（第5号様式）を甲に提出しなければならない。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　貸出人　　　甲斐市下今井1100番地　山梨県病害虫防除所長

乙　借受人